

文部科学大臣諮問理由説明

平成18年2月17日

- 1 本日は、お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。
諮問に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。
- 2 まず、文化審議会の各委員の皆様におかれましては、御多用中にもかかわらず第6期の文化審議会委員に御就任いただきましたことについて、深くお礼を申し上げます。
- 3 このたび、「文化芸術の振興に関する基本的な方針の見直しについて」諮問を申し上げたところであります。本諮問は、平成13年12月に成立した文化芸術振興基本法において、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、政府として、文化芸術の振興に関する基本的な方針を策定することが求められていることを受けたものであります。この方針には、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るための基本的な事項その他必要な事項について定めることとされており、同法第7条第3項の規定に基づき、文部科学大臣が、文化審議会の意見を聴いて、その案を作成するものとされております。
- 4 文化芸術の振興に関する基本的な方針については、平成14年12月に文化審議会より答申をいただき、政府としても、同答申を踏まえて閣議決定を行いました。そのこともあって、平成15年度予算において文化庁予算は初めて1千億円を突破したばかりでなく、これまで、「文化芸術創造プラン」による芸術創造活動への重点支援、文化財保護法の改正による「文化的景観」等の保護対象の拡大や保護手段の多様化、九州国立博物館の開館をはじめとする文化拠点の整備など、我が国における文化芸術の振興に関する施策を着実に推進してきたところであります。
- 5 この基本的な方針は、平成14年度からおおむね5年間を見通したものですが、諸情勢の変化や施策の効果に関する評価を踏まえ、柔軟かつ適切に見直しを行うとされております。我が国及び世界の諸情勢は急速に変化しており、文化芸術をめぐる社会情勢にも大きな影響を与えてきております。また、先の文化審議会文化政策部会において、基本的な方針の評価と課題について御審議いただき、基本的な方針の見直しに関する方向性について「審議のまとめ」が公表されたところであります。
このような観点から、今回、「文化芸術の振興に関する基本的な方針の見直しについて」諮問することとしました。

6 次に、今後、御審議を進めていただくに当たり、諮問事項について私の考えるところを申し上げます。

- (1) 今更申すまでもなく、文化芸術は、人々に感動や生きる喜びをもたらし、豊かな人生を送る上での大きな力になるものです。活力ある社会の実現のためには、経済力と並ぶ車の両輪として「文化力」の向上を図ることが極めて重要であります。私としては、文化芸術立国の実現を目指して、国が率先して文化芸術の振興を図っていくことが必要であると考えております。
- (2) また、地方公共団体や民間においても文化芸術活動への支援が活発になる一方で、我が国の構造改革、地方分権が進められ、官と民、国と地方公共団体との役割の見直しも求められております。こうした中で、文化芸術の特性や地域における文化芸術の現状を考慮しつつ、文化芸術の振興に国がどのような役割を果たしていくべきかを再度検討する必要があります。
- (3) さらに、文化芸術は日本の魅力を世界に伝えるだけでなく、多様な価値観を有する世界各国の間をつなぐ架け橋となるものです。今日、国際化と情報化が進む中で、世界の文化の画一化が懸念されており、国際社会において文化の多様性を保護、促進することが求められています。
- (4) 文化芸術は、我が国のアイデンティティ（自己認識）の形成に重要な役割を果たしているとともに、我が国の自然や歴史に培われた文化財や伝統文化をはじめ、映画やアニメなどの優れた文化芸術は世界で高く評価され、多くの人々を魅了しています。私としては、我が国の文化芸術の発信と国際交流を通じて、世界の人々と相互理解を深め、世界の文化の多様性を保護、促進していくことが文化芸術立国をめざす我が国にとって、緊要な課題であると認識しております。
- (5) こうした視点を踏まえ、各分野の文化芸術活動の推進や伝統文化の継承・発展、国民が文化芸術を鑑賞し、参加し、創造する機会の充実、各地域における文化芸術の振興、国際文化交流の推進など、文化芸術の一層の振興を図るための施策を総合的に推進していく必要があります。

7 会長をはじめ、委員の皆様におかれましては、この趣旨をお汲みとりいただき、文化芸術の振興に関する基本的な方針の見直しについて、年内のとりまとめを目途に御審議くださるようお願い申し上げます、私のごあいさつといたします。